

巨大災害の倫理学のためのノート

稲葉 振一郎 保田 幸子

はじめに

2001年9月11日のニューヨーク世界貿易センタービル・アメリカ国防総省への旅客機乗っ取りによる自爆攻撃以降、また日本においては2011年3月11日の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故以降、突発戦争・テロリズム、あるいは巨大事故といった人為的災害、更には地震・噴火、天体衝突・太陽面爆発といった自然災害が単なる日常的な行政的政策課題たるを超えて、政策決定原理や政治体制の基本思想にかわりうる原理的な課題としてクローズアップされるようになった。

災害・事故への対応に関する政治理論的・規範倫理的考察はもちろん20世紀以前においてもなされていたが、ことに21世紀に入ってから議論の隆盛は、上記の二大事件のような、トラウマを残す出来事の勃発はもちろんだが、より長期的・構造的な理由があって起きていると思われる。

第一には、地球温暖化論争が象徴しているように、人間社会の科学技術の発展が、それ自体としてリスク要因となって、巨大事故や巨大災害の原因となり、人間社会の安全と幸福を脅かしているのではないか、という懸念である。この問題はそもそも世界大戦の惨禍によって人々の脳裏に刻み込まれたものではあるが、科学技術の直接の惨禍として、まさしく人間に責任のある「人災」としてわかりやすい戦争のみならず、かつて「公害」という言葉を産み出した、

各種廃棄物による自然環境・生態系汚染、都市化が増幅する感染症リスクや一部の自然災害（地震・台風等）の被害等々、戦争とは異なり、暴力的破壊を全く目的とはせず、むしろ安全と幸福のために発展した技術が、その「意図せざる結果」としてリスクや破壊をもたらす、という状況は、むしろこちらこそが「人災」というにふさわしいものとして深刻に受け止められるようになった。

そして第二に、これと密接に絡まり合いながらしかし最終的には別のファクターとして理解されるべき傾向がある。すなわち、科学技術、というより自然科学的知見の発展に伴い、人間社会にとって懸念されるべき問題、リスク要因として認識される事象の幅が広がってきた、ということである。

やや恣意的だが象徴的な事例を引こう。かつて1970年代作家小松左京が小説『日本沈没』を書いたのは「日本民族に国土、故国を失わせてみるとどうなるか？」という思考実験のためであり、本来であればその「本編」は「沈没後」を描く第二部になるはずであった。しかしながらそこで作家が持ち出した「日本沈没」という擬似イベントは、現実の地球科学の知見に照らせばほとんどありえない現象——少なくとも数百万年かそれ以上かかる過程を、年単位に圧縮したもの——であり、それはこの作品のために地球科学を熱心に勉強した、他ならぬ作家自身も承知の上であった。「一億人の住民が暮らす

国土を比較的短時間のうちに消滅させる」という思考実験のためには、多少の無理は仕方がない——という判断もそこにははたらいていただろう。

しかしながら現在の我々はその後の地球科学の発展を踏まえ、年単位で全過程が終了する「日本沈没」などという大嘘を繰り返さなくとも、十分に起こりうる——かつて地球上、どこか日本列島上で頻々と起こった現象が、十分に日本人を国土喪失へと追い込む力を持っていることを知っている。具体的にはカルデラ噴火であり、たとえば阿蘇山が8万7千年前のそれと同規模のカルデラ噴火を起こした場合、九州一円はものの数時間で全滅し、風向きによっては火山灰によって日本列島全域が生活不能となる。(しかも『日本沈没』と異なり、列島からの脱出が極めて困難となるため、「全滅」の可能性が高い。)北米、イエローストーンが64万年前と同規模の噴火を起こした場合には、北米一円が全滅し、北半球全域が生活不能圏となる恐れがある。

これ以外にも、白亜紀における恐竜絶滅を含めて、いくつかの生物大絶滅が天体衝突によって引き起こされたものであることはほぼ確実視されている。このように、人間社会全体を壊滅的危機にさらし、生物としての人類を絶滅に追い込みうる自然災害が、地球科学・宇宙科学的な観点からはありふれたものであることが、十分に理解されるようになってきたのは、比較的最近のことである。「人間社会壊滅」という思考実験のために、科学的に見てありえない・ありそうもない現象を無理やりにひねり出す必要は、もはやなくなってしまった。

それにしても、「人間は解決しうる問題だけを提起する」とはカール・マルクスの箴言(「経済学批判への序言」)だが、ここではそれは当てはまらないように見える。カルデラ噴火にせよ、

太陽面爆発にせよ、統計的把握と確率論的な法則理解はともかく、個別事象としてはひょっとしたら事の本質上予測不可能な事象である可能性まであり、その規模と相まって少なくともいまのところ我々が有効な対処をなしうる対象とは思えない。にもかかわらずこうした「天変地異」レベルの低頻度大規模災害の可能性は、政策的対応の可能性があやふやなままに、否応なく人間社会の視界に入り込んできてしまったのである。

本稿ではおおむね上記のごとき問題意識に則り、低頻度大規模災害に対する政治理論的・規範倫理的に有意義な洞察——すなわち、実践的な対応の指針となりうるか、最低限でも「そもそもこの場合の「実践的対応」とはいかなる営みを意味するか」についてある程度明らかにしうる議論——をなすための準備的考察に着手する。

具体的には、第Ⅰ部(保田幸子稿)では「リスクと不確実性」をキーワードに、ロールズ以降の時代における政治哲学・規範倫理学が「哲学的正義論の低頻度大規模災害への適用可能性」について何を論じてきたか、について簡単なサーベイを行う。第Ⅱ部(稲葉振一郎稿)では、第Ⅰ部でサーベイしたタイプの議論の射程、つまりは最大限広い意味における「保険原理」の射程を超えるタイプの低頻度大規模災害、つまりは「人類絶滅」の危険をはらむ災害に対する有意義な議論の可能性について準備的な考察を提示する。

I

1 予防原則

わたしたちが大惨事リスクに向き合う際の際の原則として予防原則(precautionary principle)がある。予防原則とは、科学技術が環境に重大な損害を及ぼす恐れのある場合には、そうした

リスクを確実に立証せずとも規制を要求できるという考え方のことである。しかし、どの程度のリスクで予防的措置をとるべきなのだろうか。

ある人は、これから起こる災害に対して、9.11のテロ攻撃後のD・チェイニー副大統領のように「1パーセントドクトリン」に基づく判断をすべきと考えるかもしれない。すなわち、起こる確率が非常に低い確率であっても大惨事を引き起こすような事柄に関しては、たった1パーセントの確率であっても確実に起こりうる危機として対処すべきである。その反面、非常に低い確率であるが外出すると事故に合うからといって、わたしたちは外出を控えるだろうか。おそらく、先の原則を説得的だと判断する人であっても、事故に怯えて外出を控えるのは合理的でないと思うかもしれない。しかし、「1パーセントドクトリン」のような予防原則はわたしたちにそうするように指示する⁽¹⁾。では、政府の判断基準としては「1パーセントドクトリン」は適切で、個人の判断基準としてはそうでないのであろうか。

また、大惨事の被害にあった人々に対して、わたしたちの多くは支援することが道徳的に正しいと考えるだろう。しかし、それはどの程度であろうか。例えば、暮らし向きの悪い人々に対して無分別に公的支援をすることはフリーライダーを招くので、各人に帰責不可能な理由による場合のみ補償をすべきという考えも浸透しているように思える。それでは、緊急時には理由を問わず援助し、そうでない場合は責任原理に基づいた補償をすべきなのであろうか。

2 不運と不正義

J・シュクラール(Shklar 1992)は、災害はどこまでが不運でどこからが不正義なのかという疑問を投げかけた上で、両者の線引きが困難であ

ると述べる。不運とは、損害がわたしたちのコントロールの及ばない要因によりもたらされた場合を指すのに対して、不正義とは、人為的要因により惨事が引き起こされた場合を指す。この区別は、被災者への救済のための責任の所在を問う際に重要となるであろう。不正義による災害の場合、その責任を取るべき誰かが存在することとなる。ただし、不運・不正義いずれの場合であっても、被災者の救済の道徳的重要性は変わらない。

この区別に対して、シュクラールは、近代以降、政府の役割が拡大したため、不運が不正義と解釈される傾向にあると指摘した。その上で、両者の区別が困難であり、仮に線引きをしたとしても恣意性を免れないと述べた。シュクラールの不運と不正義の区別への結論は「不運と不正義の境界にあたっては、われわれは、犠牲者がそのどちらの側にいるかをたずねることなく、彼らに対して最善に対処しなければならない」というものである(Shklar 1992: 55)。

それに対して、河野と金は、「被災者に「善処」するためには、「どちらの側にいるのかをたずね」なければならない」と述べる(河野・金 2012: 61)。彼らのこうした主張は、現代の不正義は政治性を帯びているシュクラール自身の指摘にその根拠がある(河野・金 2012: 59-61)。すなわち、不正義が政治性を帯びている以上、国家の暴挙から個人を守ることを思想の中核とするリベラリズムは、不正義の責任の所在を追求し、被災者を救済することが望ましいと考える。それに対して、不運はそもそも政治性を帯びることが定義上ありえない。したがって、被災者に対して不運と不正義のどちらにいるかをたずねることが、彼らへの善処につながるというのだ。

本稿は、河野と金の見解におおむね同意する。しかし、不運と不正義の区別は恣意的で曖昧に

なりかねないが、線引きのための基準を設けることは可能であると付け加えたい。すなわち、適切な予防原則の適用である。予防原則は、特定のリスクを回避しようとする新たなリスクが生じるというジレンマを抱えている。例えば、交通事故にあわないように外出を控えることで運動不足となり高血圧や高血糖のリスクが高まる。C・サンスティーンは、「ある方針をとった場合の最悪のシナリオが、別の方針の場合よりも著しく有害な場合、そしてそのシナリオを排除することによって莫大または極端に重大な損失や負担が生じない場合には、マキシミン原則に従うべき」と、費用便益分析と両立可能な予防原則を考察している(Sunstein 2012: 182)。

3 運の平等主義

前節における不運と不正義の区別とは、大惨事の予防の責任を問うことか可能かという問題であった。不正義による被害であれば、そうした不正義を引き起こした者の責任が問われることとなるが、不運はそうではない。しかし、シュクラーによれば、いずれの場合であっても、被災者救済の道徳的重要性は同等である。実際、わたしたちの多くは、人為的要因か否かに関わらず大惨事の被災者を早急に救済すべきと考えらるだろう。だが、すべての被災者を同時に同程度救済することが困難である場合もある。

この問題に対して、分配的正義論における運の平等主義が一つの手がかりとなるように思われる。運の平等主義は、各人の選択の結果ではない不利益に対しては補償すべきだが、選択による不利益は補償すべきではないと考える。運の平等主義の主要な論者としては、R・ドゥオーキン(Dworkin 2000=2002)、R・アーネソン(Arneson 1989)、G・A・コーエン(Cohen 1989)、E・ラコフスキー(Rakowski 1991)らが挙げられる。彼らは、どこまで各人の選択の範

囲とするかに関しては見解が分かれるものの、共通して、各人の選択の結果ではないにもかかわらず当該の状況が不利であるのは、望ましくないと考える(Temkin 2011: 62)。

また、アーネソン(Arneson 2000)は、その後、自らの立場を責任原理を維持しつつ優先性説(Parfit 2000)に従い再分配を行う、責任対応型優先性説(Responsibility-Catering Prioritarianism)と変更した。責任対応型優先性説とは、分配理念としては優先性を採用しつつ、責任原理に基づく再分配を望ましいとする立場である。責任対応型優先性説は、不利な状況にいる人に対して、各人の責任がなければいほど、当該の状況が不利であればあるほど、その人に対して再分配をおこなうことは望ましいと考える。

したがって、責任対応型優先性説によれば、大惨事が起きた際、その被害がより大きく、そうした状況に対してより責任のない者を優先して補償することになる。また、厳格な運の平等主義者は、どんなに大きな被害を受けたとしても、当該の状況がその人の選択の結果であった場合、いかなる補償も行うべきではないと主張するであろう。

運の平等主義に対する主要な批判の一つに、選択と状況の区別は恣意的であるという批判がある。運の平等主義における選択と状況を区別は、自由意志に基づく各人の自発的選択に基づいている。しかし、運の平等主義が各人の自由意志に基づく想定している選択それ自体も、遺伝や社会階層などの非自発的な要因の影響下にあるといえる(Scheffler 2003: 18)。各人の自由意志に基づく想定されている行為であっても、非自発的要因に起因するため、各人にいかなる責任を問うこともできない(Hueley 2003: 24-26)。したがって、運の平等主義の各人の選択を尊重した再分配という試みは不首尾とな

る。

第二の批判は、選択と状況の区別に伴う過酷性へ向けられる。E・アンダーソンは、運の平等主義における自主的な選択の結果としての不利益の扱い方の問題点を指摘する (Anderson 1999: 295-300)。運の平等主義の責任原理に基づく平等を貫徹すると、自主的な選択の結果としていかなる不利益を被ろうとも補償されないという結果を導く可能性がある。例えば、不注意な運転により事故を起こした瀕死のドライバーがいたとする。もしこのドライバーが保険に未加入であった場合、彼は自らの選択により、怪我を負っていると判断されるため、治療を受ける正当な権利を持たず、道端に放置されることとなる (Anderson 1999: 295)。こうした不運に対して、運の平等主義は、事前に保険加入を行うという処方箋を示す。だが、日々の生活に困窮している人が、よりいっそう生活を切り詰め保険に加入することは必ずしも合理的な選択であるとは言えないであろう (Anderson 1999: 298)。しかし、運の平等主義によれば、生活困窮者が自身で保険非加入を選択したため、よりいっそう困難な状況に置かれるのは本人の過失となる⁽²⁾。こうした批判は、過酷さへの異議 (the harshness objection) (Daniels 2011: 282, Voight 2007) と呼ばれている⁽³⁾。

4 リスクと不確実性

選択と責任を区別する運の平等主義の主張は、ロールズの『正義論』にその端緒が見られるが、ロールズ自身は、両者の区別を厳密に順守していない。なぜなら、格差原理の「最も不利な人の利益が最大となるような不平等のみ許容される」という要請は、選択と状況の厳密な区別に干渉するからである。では、なぜロールズは各人の自由を平等に尊重することを重視しながらも、格差原理を採用したのであろうか。

ロールズは、正義の二原理はわたしたちが無知のヴェールを被った状態でマキシミン原理により選ばれるとした。これに対して、ハーサニは、マキシミン原理は杞憂すら合理的と判断するので説得的でないと批判した⁽⁴⁾。確かに、選択の規則としてマキシミン原理を考えた場合、ハーサニの見解は正しい。わたしたちは、遠方での魅力的な転職の誘いを受けた時に、移動手段である飛行機の墜落事故を恐れてその誘いを断るのは不合理と考える。しかし、ロールズが描こうとしたのは、合理的な社会の基準ではなく公平な社会の基準である。したがって、無知のヴェール下で、彼が確率を使用せず、マキシミン原理を採用したのは一定の説得力があるように思える (若松・須賀 2011a)。そして、公平さの基準であるがゆえに、選択と状況の厳密な区別に積極的ではないと考えられる。それに対して、運の平等主義は選択と状況の区別の精緻化こそが公平な分配の基準であると考えている。しかし、第一にその区別が恣意的であるので正当性が疑わしい。さらに、たとえ、恣意的でない区別が可能であるとしても、各人に苛酷さを強いるため、公正な分配であるとは言いがたい。

では、マキシミン原理が一定の説得力を持つので、「1パーセントドクトリン」に基づいて、大惨事に備えるべきであろうか。答えは否である。第一に、この原則は確率を前提としている (Sunstein 2012: 162)。また、第二に、仮に不確実性のもと、大惨事が起こらないよう対処すべきという原則であったとしても、この原則は適切ではない。なぜなら、特定の災害後は是正すべき不利益は特定されているが、事前においては、避けるべき大惨事は無数にある。したがって、事後と同様のルールを採用することはできない。

Ⅱ

1

第Ⅰ部で展望したようなタイプの議論には、暗黙裡に様々な前提が置かれている。つまりそこで問題とされているのは、いかに低頻度で大規模な災害であろうとも、全人類社会のレベルでいえばローカルな規模——せいぜい一つの国家が壊滅する程度——のものでしかない、ということである。しかしそれを上回る程度の一——人類全体の過半が失われるような規模の災害に対しては、そのままでは適用できるものではない。

前章での議論が対象となっているような局地災害に対しては、広い意味での「保険原理」が容易に適用可能である。これはただ単に、そうした大規模災害の頻度が低いいため、そうしたリスクを大数の法則を利用して、人類社会全体でシェアし、ヘッジすることができる、というだけのことではない。

具体的にここで、いかなる形でリスクがシェアされ、ヘッジされるかを考えてみよう。こうした災害、のみならずリスクに対応する保険を理解するためには、時間的な垂直の次元と、集団的な水平の次元との双方を考慮しなければならない。すなわち、単独の主体が自力で普段から万一の事態に備えて、損害をカバーするための準備を貯蓄しておく、という側面に加えて、その貯蓄を同時代に生きる集団で行うことによって効率化すること、この二つの契機が不可分に組み合わさっている。通常の私的なレベルでのリスクに対応する生命保険や損害保険の場合には、そうした事象は個人にとっては低頻度でも、集団レベルで見れば定常的に発生しているものであり、それに対応する保険から「長期間にわたる貯蓄」という側面が薄れてしまうが、こうしたリスクに対しても個人的に対応しようとするならば「長期間にわたる貯蓄」という手

段で対応するほかはない。そして本稿で問題としている低頻度大規模災害の場合には、集団レベル——それこそ一国レベルや人類社会レベルでも全く定常的ではないような事象が対象であるため、時間的な次元、長期にわたる貯蓄という側面が重要となってくる。

そして人類社会全体にダメージを与えるようなグローバルな災害においては、この時間的な次元のみがほぼすべてとなり、水平的な集団的リスク分担という契機がほぼ消滅する。これが第一点である。

第二に、これに関連して重要なことはこうしたグローバル災害への準備、貯蓄が具体的に如何になされるのか、ということである。たかだか一国、地域レベルのローカルな災害であれば、被災を免れた保険引受人が十分な数で生存しているだろう。また、国毎の通貨システムはいざしらず、グローバルな貨幣経済の仕組み自体は崩壊しないであろうから、そうした災害に備えた「保険」はあくまでも貨幣ベースで進めて問題がない。つまり貨幣の形で貯蓄し、貨幣の形で用いられればよい。むろん災害のスケールが激甚であれば、世界的な供給不足とインフレなどの副作用が無視はできないが、それでも世界的に見れば、たかだかパーセントのオーダーでの富や生産力(人的資源含む)の喪失に過ぎない。しかしながらこれよりもオーダーが上がり、数億人から数十億人の人命が失われるような、またそれに伴い人工的な物的富、のみならず自然環境もそのオーダーで損なわれるようなグローバル災害の場合にはどうだろうか？

このオーダーの災害にはそもそも確率論的リスク評価に基づく保険原理が役に立たない、とは即断するまい。そうしたオーダーの災害についても、具体的にはカルデラ型噴火や天体衝突などのリスクについて、システマティックな確率論的評価の試みは既に始まっている。そうで

はなくここでの問題はもっと具体的なことである。すなわち、そのオーダーの災害に際しては、第一に、請求に応じるに際して十分な数の保険引受人がそもそも生存していない可能性が高い。そして第二に、そうした災害に際しては、そもそも貨幣経済自体が国際的なスケールで壊滅的な打撃を受けている——単なるインフレーションではなくハイパーインフレーション、それを通り越して貨幣制度自体の解体が世界各地で起きている——だろうから、保険金を貨幣で支払うこと自体に意味がない、ということになる。通常、保険金を貨幣で支払うことに意味があるのは、貨幣で購入しうる商品が、被災地であればともかく、世界的に見れば問題なく供給されているからである。被災者は保険金でそうした商品を購入すればよい。しかし貨幣経済システム自体が解体しているような状況においては、貨幣で支払われる保険金は単なる空証文である。

結論的に言えば、グローバル災害に対する備えとしては、貨幣的な金融資産の貯蓄ではほとんど意味がない。そうした災害に対しては交換価値を持つ資産の形でではなく、被災者たちにとって直接に利用可能な使用価値を備えた現物を備蓄しておかねばならない。むろんあくまで局地的な、主として戦争を念頭に置きつつ、通商途絶に備えて食料や燃料を地域(上限としては国家)レベルで備蓄しておくシステムであれば比較的良好に知られているが、基本発想としてはそれと変わらない。

繰り返すが、そこでは保険原理が全面的に無効になっている、とまでは言えない。保険原理を構成する二つの契機のうち、片方——水平的、同時代集团的契機が無効化されただけであり、もう片方の時間的契機はまだ健在である。極めて発生頻度が低い激甚災害への準備を、世代間でシェアする、という考え方はここで無効化さ

れるのではなく、むしろより重要となる。しかしそれに加えてここで強調したいのは、そうしたグローバル災害において、それへの準備として備蓄されるべきは、あくまでも直接使用・消費される実物財であって、金融資産ではない、ということである。

2

グローバル災害をローカルな災害から、単に量的なスケールにおいてのみならず、質的に区別するべきいま一つのポイントは、それが知識——全人類の共有財産としての、パブリックドメインの知識、基本的な科学的知識、技術——それ自体の喪失を引き起こす可能性がある、ということである。

大規模災害の経済的インパクトの研究のなかで興味深いのは、その直接の被害、損害の経済評価だけではなく、その長期的なインパクト——時的ショックとしての災害が、社会経済の長期的なプロセスに対して、どのような影響を与えるのか、という問題についての検討である。

まず以下では、Cavallo and Noy(2010)を参考に、災害の種別は問わず——気象学的異変か、地殻変動か、あるいは天文学的事象かは問わず、それどころか狭義の自然災害か、あるいは事故や戦争までもを含めた人為災害かも問わず——に、直接に万単位以上の死傷者を出し、百万単位の人口の生活に直接間接の大きなダメージを与えるような巨大災害の、社会全体へのインパクトを、マクロ経済に焦点を当てて考えてみる。

第一に自然災害について我々は、その短期的インパクトと長期的インパクトとを考えることができる。ただしここでの「短期」は意外と長く、災害からの復旧がそれなりに行われ、「非常時」から「平時」に復して間もなく、くらいが想定されているので注意されたい。「インパ

クト」については非常に単純に、GDP、国富等、貨幣で測れる尺度を主とする。せいぜい拡張して、出生率・死亡率その他の公衆衛生指標、あるいは識字率や政治的自由度くらいまでである。(国連開発計画(UNDP)の人間開発指数(Human Development Index)なども用いられることがある。)

短期的なインパクトについて、「当然マイナス」と素人は考えがちであるが、実際の研究ではマイナス説とプラス説の双方があって、どちらとも決着がついていないというのが現状である。「当然マイナス」なのはあくまでも災害直後であって、このときは人命が失われ、生産設備が破壊されて国富は減り、生産力は低下し、所得も減る。更には生き残った人々の健康も損なわれるし、場合によっては政治的な混乱も生じる。しかしそうした災害直後の「非常時」が終わった後については、何とも言えない、というのである。おそらくは災害の規模、性質、災害が起きた地域が先進国か途上国か、災害が起きる前の景気は良いか悪いか、等々の様々な要因によって変わるだろうが、その辺の細かいメカニズムもまだまだ十分には解明されていない、というのが現状である。

どうということか？ 災害直後のダメージは、復旧・復興の過程である程度償われる。この回復の度合いが高く、災害前の水準を上回ることもありうる、というのがいわば「プラスのインパクト」説である。それが起きる理由としては、第一には、ケインジアン的な考え方というべきか、復興需要が雇用を増やし、GDPを上げる、というメカニズムが挙げられる。そして第二に、シュムペーター的な考え方であるが、災害がイノベーション、「創造的破壊」を促進する、というメカニズムである。災害が古い資本財、生産設備をスクラップ化することによって、新規投資が促進される、あるいは、災害がもたらす

危機感が、新技術開発を活発化させる、という事態が想定されている。そして短期的なインパクトについての悲観論、「マイナス」説は当然、こうした効果が存在しないか、存在したとしても弱い、という解釈を取る。

長期的なインパクトについての考え方も、上記と大筋において変わるわけではないが、注目する焦点がやや異なる。更に、理屈としては「短期的にはプラス(マイナス)だが長期的にはマイナス(プラス)」といったねじれた議論も十分に成立するのが難しい。

短期的インパクトについて考えるとき、ターゲットとなる数字はGDPなど、主としてある一時点での静的な「水準」を測る指標だが、長期的インパクトを考えるときにはターゲットはGDPの成長率、生産性の上昇率、更にその長期的な動向など、動的な「スピード」となる。災害のあと、GDPが災害以前のレベルか、それ以上にまで回復したとしても、その成長率が災害以前よりも低下してしまえば、長期的な経済パフォーマンス、そして福祉は低下してしまうことは言うまでもない。こちらについては、主としてシュムペーター的な「創造的破壊」のメカニズムが災害前後でどのように変化するか、がカギとなる。

純粋に理論的に考えるならば、長期的な生産力水準や成長率を決めるのは、経済理論的に言えば生産関数や効用関数の形状、つまりは生産技術や人々の生活様式・趣味嗜好である。とすると、大規模な災害であっても、それが損なうのは具体的な人命や物財のみであって、一般的な知識、情報——人類の共有財産としての科学技術の知識や、普通の人々の常識、基礎的な身体技能など——を消滅させることはない、と考えるならば、長期的にはその影響は消滅する、と結論される。つまり、大規模な災害によるマクロ経済へのインパクトは、あくまでも一時的

なものにとどまり、市場の自然なはたらきに任せていても、長期的には経済はその本来の軌道に回帰する、というわけである。

もちろん失われた人命は取り戻せないし、死亡しなくとも人間の寿命は有限なので、復興にかかる時間、回復までの過渡期は短い方がよい。それゆえこの結論自体は、実践的な政策論として「何もしなくともよい」ということを意味しない。原状復帰までの時間を縮めるための方策が打てるならば、打った方がよい。しかしながら災害のショックはあくまで一時的なものであることに変わりはない。

もう少し厳密に言えば話はもう少しデリケートではある。すなわち、ミクロ的な基礎付け、即ち経済主体の合理的な選択の結果導き出される定常状態、長期的な均衡成長経路は、もっとも単純な場合にはゼロ成長で、同じ生産高、同じ消費水準を繰り返すというものである。それにもう少し手を加えれば、一定の割合で生産性が上昇し、その分成長が持続する定常状態も導き出せる。言うまでもなく現実の経済がどちらに近いのか、によって、大規模災害の長期的インパクトは異なってくる。前者、ゼロ成長状態の場合には、災害の長期的インパクトはほぼゼロと言ってよいことになるが、後者の場合は違う。災害によって一時的に成長率が低下し、やがて均衡成長率が回復する、となれば、絶対的な生産高、消費水準は長期的に低下させられることになるからだ。同じ技術の下、均衡成長率にたどり着く経済であっても、初期の総資本の量が少なかったり、経済成長のスタートが遅かったりすれば、その分ある時点での生産高、消費水準はより多い総資本で出発した経済や、早く成長を開始した経済におけるよりも低くなる。つまり成長する経済においては、その意味では一時的ショックの影響は長期的となる。

理論的には大体以上の通りだが、では現実の、

実体経済はどのように振る舞っているのか？
我々も知る通り、ことに産業革命以降の経済は、成長率の変動こそあれ持続的な成長を経験している。ということはどちらかというとなら、つまり大規模災害による一時的なショックが定常的な成長過程を中断し、長期にわたって生産力、生活水準の絶対的低下をもたらしてしまう、という予想が当てはまりそうだ。

しかしながらCavallo and Noy(2010)、更に外谷(2013)はいくつかの実証研究を基に、それ以外の可能性を指摘している。すなわち、いくつかの大規模災害の後で、経済成長がそれ以前よりもむしろスピードアップしている事例がいくつかみられる、ということである。直観的にはそれは、上述したシュムペーター的メカニズムのバリエーションとして理解できる。つまり災害による人的・物的被害が、人々に危機感をおぼえさせてむしろ勤労意欲、投資意欲を高め、技術革新を促し、災害以前よりも高い生産性上昇、経済成長を実現する、というストーリーである。シュムペーターはこうした革新を促す危機としては、主として景気循環、不況を念頭に置いていたようだが、類似の効果が自然災害や戦争などにもありうる、というのである。

このように、大規模災害の長期的な経済成長に対するインパクトについては、まだ明確な結論が出てはいない。しかしながら、以上のような議論は、ある特定の前提の上に成り立っているものであることを忘れてはならない。すなわち、経済理論の言葉を使うならば、災害の前後で生産関数の形状は変わらないということ、つまりは災害によって技術的な知識それ自体が失われるわけではない、ということがそこでは想定されている。その想定が、長期的には経済は定常状態に(それがゼロ成長であれ持続的成長であれ)回帰する、という結論を支えている。

しかしながら前節で問題としたような規模の災害、即ちグローバル災害はどうであろうか？

先のグローバル災害の規定は基本的には量的な規模、被害の及ぶ地理的空間的な範囲や、人命や物財の損失の量的な程度に照準を合わせたものであるが、これほどの規模になれば我々はそこに質的な切斷の可能性をも読み込まないわけにはいかない。すなわち、あまりにもたくさんの人命が失われることによって、それぞれの人々の個別的な、ローカルな知識や能力だけではなく、人々の協力によって維持されていた、より一般的な、社会的に共有されている常識的な知識・技能、あるいは科学知識といったものまでが、失われ、人類社会全体の生産力や消費生活の水準のみならず、知識水準までもが後退してしまう、という可能性が、国家レベルを超え人類の過半の生存を危機にさらすほどの大規模な災害——具体的にはイエローストーン規模のカルデラ型噴火であるとか、シベリア・トラップ規模のスーパーブルーム、あるいは白亜紀末期の小惑星衝突といった地球科学的・天文学的事象がわかりやすい——に際しては無視できない。

基本的な科学知識や常識は人類社会の共有財産であり、一部の人命が損なわれたところで失われることはないだろうが、その「一部」が10パーセントのオーダーともなればそうも言えない。また、知識を静的に考えるのではなく、経済成長を支える技術革新、その背後の研究開発に示されるような動的なプロセスとして捉えるならば、実は量的要因、人類社会の規模、単純に言うと人口の多寡はかなり重要な意味を持つはずである。

これは実は、先に述べた「プラス成長の定常状態」を支えるメカニズムについての、経済理論的解釈(内生的成長理論)のアイデアを基にしているが、以下では日常言語で説明してみよ

う。

もっとも単純に考えて、新しい科学的発見や新技術の開発が、純然たる偶然、確率的なメカニズムに支配されているとしよう。つまり、画期的な発明や発見は、一定の確率に従って発生する、と考えるのだ。たとえば、ある一定の時間、例えば一年の間に、一定の人口、たとえば1万人の集団あたり一件の発明が行われるとする。そうすると人口1万人の社会では毎年平均1件程度の新発明しか期待できないが、十倍して十万人ともなれば年平均10件、一万倍して一億人ならば年平均一万件の発明が期待できるのである。こうして新しく発明・発見された知識が、発明者発見者によって独占されず、コミュニケーションを通じて安価に社会全体に共有されるならば、出発点において同じ能力、同じ知識水準から出発したとしても、人口がより多い社会の方が、より多くの発明発見を成し遂げ、経済成長もより速くなる、と推測される。

以上のように考えるならば、大量の人命が失われることは、他の要因を除外して考えても(それこそ人命は失われたが自然環境や物的な富、更に既存の知識はほとんど損なわれていない、というような非現実的なケースを考えたとしても)、その社会における科学的・技術的な探究の効率を下げ、技術革新・経済成長のスピードを落としてしまう効果を持つ、ということになる。

3

本節では一国のレベルを優に超え、人類社会の過半に致命的な影響を及ぼすような大規模災害——ここでは仮に「グローバル災害」と呼んだ——のインパクトについて、具体的な災害の内実——それが「天災」であるのか「人災」であるのか、また主として天災≡自然災害であるとしてもどのようなタイプの災害か——は基本

的に括弧にくくって、まずは極めて抽象的な水準で——数量としての人命、貨幣価値などを媒介に一次元的に換算した物的富の量という尺度のみを頼りに——考察した。その結果、こうしたグローバル災害に対しては、通常の意味での保険原理は重大な限界に直面することが示された(1節)。その上で、あえて単なる量的側面を超えて、こうしたグローバル災害のもたらす被害のいわば質的側面、ことに全人類社会の共有財産と見なされている、基本的な常識や科学知識が毀損される可能性についても検討された(2節)。

しかしながら「全人類社会」とはそもそも何なのか？

厳密な個人主義、つまり実在するのはあくまで一人ひとりの自然人であって、「全人類社会」などというのは、そうした自然人の集合に対する名目的なラベルでしかない、という立場をとるならば、災害による被害をこうむる主体も、またその被害に配慮し、ケアを施し、復興、原状復帰への支援をなすべき対象もあくまで個人、一人ひとりの自然人である、ということになる。しかしながらいうまでもなくこの立場を徹底しすぎると様々な困難が生じる。何より自然人の寿命は有限で、誰もがいずれは死んで消えていく一方、出生により新たな人々が到来する。大規模な災害のインパクトと、そこからの復興のプロセスに、世代単位の長い時間がかかってしまった場合には、誰の、どの時間の範囲での権利や福祉をターゲットとしてカウントすべきか、という難問が生じる。それゆえに、「地域社会」でも「国家」でも「全人類社会」でも、仮説的に一個の大きな主体——その構成要素たる一人ひとりの個人、自然人たちは日々入れ替わりながらも、そのことによってその同一性が揺らいだりはしない、そのようなまとまり——と見なして、災害による被害を——そこにおけ

る直接的な人命そのものの喪失をも含めて——こうむる主体、復興のための支援を必要とする主体として扱う、というやり方は、少なくともとりあえずの意味を持つ。

それでも——とりわけ少なくとも今のところは、国家や地方自治体とは異なり、そのメンバーたる自然人とは独立した「法人」としての地位を得てはいない「全人類社会」の場合には特に、具体的にはどのような条件の下でなら「全人類社会」が存続した、とというのだろうか、ということである。俗な言い方で「人類が生き延びた」といいうるためには、繁殖を維持するだけに十分な程度の人口と、それを支えるに足る環境さえあればよいだろうから、単純な話千程度のオーダーの人口集団が残っていれば何とかなるであろう。しかしその場合「全人類社会」が存続した、とというるか、といえば直観的にはそうは言い難い、とわれわれの多くは感じるだろう。では、そうした直観には、どのような根拠が？ といわれるとむろん問題は途端に困難になる。しかしたとえば2節で論じた、全人類社会の共有財産としての基本的な知識の維持が、この規模の集団では難しくなるだろうことなどは、問題の破局の前後において人類社会に質的な断絶が生じていること、問題は単に量的に人口が激減したという域を超え、破局の前後では「断絶を超えてそれでも同じ人類社会が同一のものとして存続している」とは言い難くなってしまっている、と言えるだろう。

これがなぜ深刻に考えなければならない問題であるのか、を、ここまでその限界をさんざん指摘してた保険のアナロジーをもって簡略に示してみよう。要するにそれは保険集団の問題であり、それ以上に保険の宛先、受取人の問題である。

通常の保険では、事故に遭遇するのは保険集団の中の少数者であり、そのことによって保険

集団の同一性は揺るがされない。もちろん保険集団の同一性は、より厳格に法制度的な枠組み＝保険契約によって担保されているのだが、そうした形式を支える実質は、大集団としての保険集団が実体として揺るぎなく存続している、という事実である。しかしある意味ではそれ以上に重要なのは、保険集団のメンバーである個々人のレベルでも、自己の同一性は保険が備える事故、災厄によっては脅かされない、ということだ。火災保険や普通の損害保険においては、保険の対象となる事故が、必ずしも保険加入者、被保険者の死亡を意味するとは限らず、保険の受取人が被保険者本人であることはむしろ普通である。本人死亡をターゲットとする生命保険の場合でも、受取人としては保険者の直接の利害関係者、その配慮の対象者——家族、親族、被保護者等々であるのが典型である。つまり被保険者と受取人との間の具体的な関係は明確である。これをスケールアップさせて、保険加入者を国家、保険集団を国家を単位としての全人類社会としても、議論の筋道はそうは変わらない。保険加入者と保険金の受取人との関係は、実は保険の開始前から自明なものとして成立しているのだ。

ところが全人類社会のスケールにダメージが及ぶグローバル災害の場合にはどうか？ 先に指摘したような限界を超えて、災害に備えた有用物資の実物としての貯蓄が「保険金」として世代間連帯によってうまく備蓄されたとしよう。しかしその場合、備蓄に寄与した主体——保険加入者(個人であろうと国家であろうと)と、災害後のその受取人との関係はどうなるのだろうか？ グローバル災害の場合には、個人は言うまでもなく国家レベルにおいても、問題の災害の前後でそれが同一のものとして生存、存続しているかどうかは定かではない。よしんばその可能性を十分に考慮して、被保険者、保

険加入者本人が死亡、滅亡した場合のための受取人を指定してみようとしても、通常の生命保険などとは異なり、具体的な宛先を指定することができないのだ。

もう少し具体的に考えるため、たとえば国家を単位として、国家自体はどうか存続するが、それでも半数程度の人命が失われるような災害の場合につき検討しよう。その場合でも、法人格としての国家が存続していれば、保険加入者と受取人との関係は壊れていない。しかしながら国家を構成する個人のレベルに降りてみてはどうか？ そこでは個人レベルの災害保険はもはや機能しないように見える。つまりそこでは、保険者、保険会社それ自体の存続の問題は括弧にくくったとしても、保険加入者本人の生存どころか、その係累、関係者の生存まで含めて著しく不確かになってしまう。となれば、そうした国家レベルの激甚災害に対して個人が保険を利用する理由は、ほとんどなくなってしまうように見える。そこであえて自分の直接の係累ではない「同胞」を受取人として想定する、という可能性を考えてみよう。国家という単位が残ると考え、かつ「同胞」の範囲をこの国家レベルの「国民」と想定するならば、比較的スムーズにこのフィクションは機能するだろう。

しかしグローバル災害の場合にはどうだろうか？ 個人単位はもちろん、国家レベルにおいてさえ、全人類社会を受取人に指定する保険を掛ける理由はあるだろうか？ つまりはそういう問題である。

おわりに

本稿においては極めて基本的な問題を、極めて抽象的なレベルで論じることには終始せざるを得なかった。にもかかわらずそのレベルにおいても、問題の基本的な骨格だけでも素描できた、とさえ言い得ない段階にとどまっている。次稿

においてもなお、この抽象水準での議論から抜け出る見込みは容易に立たない。

【注】

- (1) より正確に言えば、「1パーセントドクトリン」はわたしたちに何もしないように支持する(Sunstein 2009=2012)
- (2) ただし、ここでアンダーソンが主に批判対象としているのはラコウスキー(Rakowski 1991)である。ラコウスキーの見解は、運の平等主義者の中でも厳格なものである。穏健な運の平等主義には、アンダーソンの批判は当てはまらない。
- (3) こうした批判への運の平等主義者からの応答は二つある。第一に、運の平等主義と連帯の原理(principle of solidarity)を組み合わせた多元的な運の平等主義を採用する方法が挙げられる(Markovits 2008)。第二に、充分性の原理により制約することで、残酷さへの異議は回避可能であるとする論者もいる(Segall 2010)。セガールは、各人が基本的なニーズの水準を下回った場合は、責任の原理よりニーズの充足の方が優先されると考える(Segall 2010: 69)。セガール自身は充分性という語彙を使用しているわけではないが、一定水準以上のニーズ充足の要求は、各人が閾値以上の状態であることを望ましいと考える充分性の原理に一致するものである。
- (4) ハーサンもロールズの無知のヴェールのような道具立てを使用した上で、不偏共感的観察者(impartial sympathetic observer)による期待効用最大化を採用し、功利主義を擁護している(Harsanyi 1955, 1975, 1977)。

【参考文献】

第I部

- Anderson, Elizabeth (1999), "What is the Point of Equality?," *Ethics*, 109: 287-337.
- Arneson, Richard (1989), "Equality and Equal Opportunity for Welfare," *Philosophical Studies*, 56: 77-93.
- Arneson, Richard (2000), "Luck Egalitarianism and Prioritarianism," *Ethics*, 110: 339-349.
- Cohen, G. A. (1989), "The Currency of Egalitarian Justice," *Ethics*, 99: 904-944.

- Daniels, Norman (2011), "Individual and Social Responsibility for Health," in Knight, Carl, & Stemplowska, Zofia (eds). *Responsibility and distributive justice*. University Press.
- Dworkin, Ronald (2000), *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press.(小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』木鐸社、2002年。)
- Harsanyi, John C., (1955), "Cardinal Welfare, Individualistic Ethics, and Interpersonal Comparisons of Utility," *Journal of Political Economy*, 63: 309-321.
- Harsanyi, John C., (1975), "Can the Maximin Principle Serve as a Basis for Morality?: A Critique of John Rawls's Theory," *American Political Science Review*, 9: 594-606.
- Harsanyi, John C., (1977), *Rational Behavior and Bargaining Equilibrium in Games and Social Situations*, Cambridge University Press.
- Hurley, Susan L. (2003), *Justice, luck, and knowledge*. Harvard University Press.
- Markovits, Daniel (2008), "Luck Egalitarianism and Political Solidarity," *Theoretical Inquiries in Law*, 9: 271-308.
- Parfit, Derek (2000), "Equality or Priority," in Andrew Williams and Matthew Clayton (eds.), *The Ideal of Equality*, Palgrave Macmillan, 81-125.
- Rakowski, Eric (1991), *Equal justice*, Oxford University Press.
- Scheffler, S. (2003). "What is Egalitarianism?," *Philosophy & Public Affairs*, 31(1), 5-39.
- Scheffler, S. (2010). *Equality and Tradition: Questions of Value in Moral and Political Theory*. Oxford University Press.
- Segall, Shiomi (2007), "A Defense of Luck Egalitarianism," *Social Theory and Practice*, 33(2): 177-198.
- Sunstein, Cass R. (2009) *Worst-case scenarios*. Harvard University Press.(田沢恭子訳『最悪のシナリオ——巨大リスクにどこまで備えるのか』、みすず書房、2012年。)
- Temkin, Larry (2011), "Justice, Equality, Fairness, Desert, Rights, Free Will, Responsibility, and Luck," in Carl Knight and Zofia Stemplowska (eds.), *Distributive Justice and Responsibility*,

- Oxford University Press.
- Voigt, Kristin (2007). "The Harshness Objection: is Luck Egalitarianism too Harsh on the Victims of Option Luck?." *Ethical theory and moral practice*, 10(4): 389-407.
- Williams, Andrew, and Matthew Clayton (2000), "Some Questions for Egalitarians," in Andrew Williams and Matthew Clayton (eds.), *The Ideal of Equality*, Palgrave Macmillan, 1-19.
- 河野勝・金慧(2012)「復興を支援することは、なぜ正しいのか—哲学・思想の先駆者に学ぶ」『復興政策をめぐる《正》と《善》』早稲田大学出版部。
- 若松良樹・須賀晃一(2011a)「原初状態再考1：なぜ確率を使わないのか」田中愛治(監修)齋藤純一・須賀晃一(編著)『政治経済学の規範理論』勁草書房。
- 若松良樹・須賀晃一(2011b)「原初状態再考2：無知のヴェールが悪いのか」田中愛治(監修)齋藤純一・須賀晃一(編著)『政治経済学の規範理論』勁草書房。
- 第Ⅱ部
- Cavallo, Eduardo, and Ilan Noy. (2010), "The Economics of Natural Disasters :A Survey", IDB WORKING PAPER SERIES No. IDB-WP-124, Inter-American Development Bank. (<http://www.iadb.org/res/publications/pubfiles/pubIDB-WP-124.pdf>)
- 稲葉振一郎(2011)「大規模自然災害のマクロ経済学(勉強ノート)Ver.1.2」(<http://www.meijigakuin.ac.jp/~inaba/temp/disastermacro.pdf>)
- 外谷英樹(2014)「自然災害のマクロ経済への長期的インパクトについて—ソーシャル・キャピタルを通じた影響に焦点を当てて」澤田康幸編『巨大災害・リスクと経済』日本経済詩文出版社。